

意見書

平成23年9月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001
住所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏名 イー・アクセス株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail : 

TEL 

FAX 

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成23年7月26日付け
情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（以下、「省令案」）に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

【基本的な考え方】

本来、ファイアウォールの措置は電気通信事業法第30条第3項の規定に基づいて遵守されるべきものでありましたが、2009年11月のNTT西日本殿による接続情報の目的外利用が発覚したことを鑑みれば、構造的な措置が不十分であったこと、ボトルネック設備利用の同等性に対する基本的な認識の欠如があったことは明らかであったと考えます。

本省令案において、情報遮断措置は厳格化されているものの、本質的な課題であるインプットの同等性確保に関する整備は未だ不十分であり、この2点は併せて措置を講じなければ、「機能分離」は効果的な結果をもたらさないと考えます。すなわち、「機能分離」に関する多角的な検証にあたっては、インプットの同等性の観点からも注視する必要があると考えます。

また、今後、健全なサービス競争を促進させるためにも、公正な競争環境の構築は不可欠であり、「機能分離」が形骸化されないように3年後目処の包括的検証を待たずとも、毎年度適正かつ透明性を担保したうえで分析、評価を実施すべきと考えます。

以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。

■体制の整備その他必要な措置について（第22条の7関係）

（1）設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（第1号から第4号まで関係）

第一種指定電気通信設備の設置、管理、運営等の業務を行う専任の部門（以下「設備部門」という。）の設置に関する規定において、「設備部門の業務に従事する者」の対象範囲が不明瞭なため、子会社における設備部門以外の業務とも兼任できないとすること、漏れが出ないように業務委託社員等も範囲に含めることも、規定として明確化すべきと考えます。

また、第22条の7第3号に規定された「支店その他の事業所の長が設備部門の業務と設備部門以外の業務を兼ねること」は、構造的な措置を歪めかねないため、例外として認めるべきではないと考えます。

（2）厳格な情報遮断措置（第5号から第10号まで関係）

接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）の取扱いについては、主に接続関連情報の適正な利用を目的とした内容の規定となっていますが、2009年11月のNTT西日本殿による接続関連情報の目的外利用が発覚した際の事後対応の遅れやデータ破棄の報告があったことを踏まえれば、接続関連情報が目的外利用された場合の事後対策についても、規定作成において明確化する必要があると考えます。具体的な改正案は、以下のとおりです。

➤ 第22条の7第6号

接続関連情報の入手、利用、提供、目的外利用が発生した場合の報告など対処方法その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者が遵守すべき規定を作成するものであること。

(3) 実効的な監視の仕組み（第11号から第16号まで関係）

接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）の設置については、法改正により、設備部門とは別に設置することになりましたが、NTT東西殿の内部に設置される状態では有効性に懸念があり、客観的検証可能性を高めるためにも、設備部門だけでなく設備利用部門からも独立性を保ち、設備部門と設備利用部門の関係においても適正性を監視出来るように、NTT東西殿の社内において独立性を有する監視部門の設置、ならびに第三者委員会等による監視結果の検証が必要と考えます。

後者の第三者委員会の設置については、英国のBTにおいては、BT社内の監視部門であるEAO (Equality of Access Office) とは別に、EAB (Equality of Access Board) と呼ばれる監査のための独立した組織を設置することによって、より厳格で中立性のある監視体制を整備しています。

具体的な改正案は、以下のとおりです。

➤ 第22条の7第13号

第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門（本条において「監視部門」という。）を設備部門及び設備利用部門と別に置くものであること。

■規定の遵守のために講じた措置等の報告について（第22条の8）

(1) 業務委託先子会社に対する監督に関する事項（第2号関係）

子会社に対する監督義務が課せられたことは、ファイアウォールの強化に一定の効果は得られると考えますが、子会社が委託を受けた業務を再委託した場合等に関しても、目的外利用の恐れがあることから、ルールの形骸化を生じさせないように、子会社と同様の監督義務を負わせるか、もしくは子会社から再受託先に対する措置に関する報告を要する旨の規定も行うべきと考えます。

(2) 体制の整備その他必要な措置に関する事項（第3号関係）

第3号に掲げた報告事項は、「機能分離」の実効性を分析、評価する重要な情報であり、不適正な接続関連情報の取扱いが行われた場合は他の電気通信事業者にも多大な影響を与えるため、公正な競争環境確保及び透明性担保の観点からも、総務大臣への報告だけでなく、対外公表義務並びに他の電気通信事業者に対する説明義務も必要であると考えます。

なお、公表にあたっては、経営情報等の理由により部分的な情報開示とせず、検証可能となるように全ての情報を開示すべきと考えます。

また、総務大臣への報告は、毎事業年度経過後三月以内となっていますが、実施状況によっては早期に是正措置等を講じる必要があるため、翌年度には検証結果を反映することが可能となるように、半期毎に報告を行うべきと考えます。

以上